

平成26年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成26年 9 月高浜市議会定例会は、平成26年 9 月 2 日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸 報 告)
- 日程第 3 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第40号 財産の取得について
議案第41号 市道路線の認定について
議案第42号 平成25年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第43号 財産の無償譲渡について
議案第44号 権利の放棄について
議案第45号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理について
議案第46号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について
議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について
議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の制定について
議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 日程第 5 議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第 2 回）
議案第51号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
議案第52号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
議案第53号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
議案第54号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 6 認定第 1 号 平成25年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て
認定第 3 号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第4号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第5号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第6号 平成25年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第7号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第8号 平成25年度高浜市水道事業会計決算認定について

日程第7 報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 平成25年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷺 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	神 谷 坂 敏
教	育 長	岸 上 善 徳
企	画 部 長	加 藤 元 久
総	合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人	事グループリーダー	野 口 恒 夫
総	務 部 長	新 美 龍 二
行	政グループリーダー	山 本 時 雄
行	政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財	務グループリーダー	内 田 徹
市	民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市	民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ

市民生活グループリーダー	山下 浩 二
税務グループリーダー	鶴 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	神 谷 義 直
代表監査委員	加 藤 仁 康

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、同意、条例の制定等、平成26年度補正予算、平成25年度決算認定など、諸案件が提出をされております。

議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成26年9月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成26年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、ことしの夏は各地で大雨による被害が発生しております。とりわけ広島市においては、住宅地での大規模な土砂災害により、多くのとうとい人命が失われました。犠牲になられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災をされた方々に改めてお見舞いを申し上げます。一刻も早い復興を願っております。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、同意1件、一般議案10件、補正予算5件、認定8件を御審議いただきますほか、報告2件を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決、御認定あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（磯貝正隆） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、16番、小野田由紀子議員、1番、長谷川広昌議員、お2人を指名いたします。

○議長（磯貝正隆） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成26年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月18日及び8月25日に議会運営委員会を委員全員の出席のもと開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より9月29日までの28日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、同意第4号を即決で願い、引き続き議案の上程、説明を受け、報告第12号及び報告第13号について報告を受けます。

9月4日及び5日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月8日に議案第40号から議案第49号までの条例等関係及び議案第50号から議案第54号までの補正予算関係並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定関係について総括質疑を行います。

また、議案第42号及び認定第1号から認定第8号までの決算認定関係については、決算特別委員会を設置して、9月10日から12日までの3日間で審査をお願いいたします。

公共施設あり方検討特別委員会については、市庁舎整備事業等の経過報告等を行い、総務建設委員会については、議案第40号及び議案第41号並びに議案第50号、議案第51号、議案第53号及び議案第54号の6議案を付託し、福祉文教委員会につきましては、議案第43号から議案第49号並びに議案第50号及び議案第52号の9議案と陳情第4号から陳情第7号を付託し、審査を願うことを決定いたしました。

なお、各委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりですので、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

この9月定例会が円滑に進行できますよう、格別の御協力をお願い申し上げまして、報告とい

たします。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月29日までの28日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日まで陳情書4件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いをいたします。

次に、7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管をいたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（磯貝正隆） 日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第4号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、現委員の岩月宏枝氏が来る9月30日に任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏は、皆様も御案内のとおり、人格が高潔で教育、文化に関し識見も高く、その温厚、誠実なお人柄から地域の皆様の信望も厚く、また平成22年10月からは教育委員として教育委員会の運営に御尽力いただくとともに、学校訪問等の各種学校行事にも積極的に御参加いただくなど、まことに適任の方であると存じますので、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、同意第4号は、原案に同意することに決定をいたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第4 議案第40号から議案第49号を会議規則第34号の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第40号 財産の取得について御説明申し上げます。

議案参考資料の1ページ、また添付をされております図面もあわせてごらんいただきたいと思っております。

本案は、地方自治法第96条の規定により、議会の議決に付すべき財産の取得について、本市の条例の規定に基づき議決をお願いするものであります。

取得をする財産は、株式会社中埜酢店の所有する土地、芳川町四丁目2番1外10筆、面積は1万5,857.72平方メートルで、約4,797坪でございます。購入の予定価格は3,765万8,990円であり、現状、芳川町を中心とした地域の雨水排水等の遊水地として利用させていただいており、治水対策上の必要性から購入をいたすものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第41号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページ、また添付をされております図面もあわせてごらんください。

本案は、新たに3路線を市道路線として認定をお願いするものであります。

新たな路線は、都市計画法第29条に基づく開発行為により設置をされた道路で、本市に帰属を

されたものでございます。今回の認定3路線の概要は参考資料のとおりでありまして、合計延長は263.1メートルとなります。平成25年度3月末の路線数は750路線、総延長は20万1,450.1メートルで、今回の3路線を加算いたしますと路線数は753路線、総延長は20万1,713.2メートルとなります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第42号 平成25年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成25年度の高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は8,061万2,419円で、そのうち減債積立金に3,500万円、建設改良積立金に4,000万円、合計7,500万円を積み立てさせていただき、残りの561万2,419円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

3案とも原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第43号 財産の無償譲渡について御説明を申し上げます。

旧高浜市養護老人ホーム及び旧高浜市デイ・サービスセンターは、鉄筋コンクリートづくり平家建て、床面積1,663平方メートルで、昭和60年に運営開始され、平成12年に高浜市より社会福祉法人昭徳会に運営を移管しております。

建物及び建物に附帯する設備を含めて、社会福祉法人昭徳会に無償譲渡するために、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第44号 権利の放棄について御説明を申し上げます。

本件は、高浜市看護職員修学資金貸付金契約に基づく相手方本人、静岡県浜松市在住の女性と愛知県刈谷市在住の女性への貸付債権146万2,000円の放棄に関し、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、貸与した看護職員修学資金の返還に際して、平成22年議案第31号による調停の成立において、相手方本人が返還債務残金292万4,000円の分割金の支払いを2回以上怠ることなく、分割金の合計金146万2,000円を支払った場合は、その余の残額を免除するものとしており、平成26年6月25日の支払いをもって本合計金の支払いが履行されたため、その余の残額である146万2,000円の債権を放棄しようとするものでございます。

続きまして、議案第45号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理について御説明を申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正により、法律の題名等が改正されたことに伴い、関係する条例3本について所要の規定の整理を行うものでございます。

まず、第1条の高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、別表において「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改めるものでございます。

第2条の高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正では、受給資格者について定める第2条第1号において「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第2号を「法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの」に改め、第2条第4号では「母子及び寡婦福祉法」を「法」に改めるものでございます。

次に、第3条の高浜市民間賃貸住宅家賃助成条例の一部改正では、母子家庭等の世帯の定義を定める第2条第3項第1号において、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「これに準ずる男子」を「同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改めるものでございます。

最後に、附則におきまして、本条例の施行日を平成26年10月1日としております。

続きまして、議案第46号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について御説明を申し上げます。

本案は、中国残留邦人等の日本への永住帰国前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に、これまでの支援給付に加えて新たに配偶者支援金を支給する制度が創設されたことによる中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例6本について所要の規定の整理を行うものであります。

改正内容については、法律名の引用部分の改正で「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の引用部分を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める等で、まず第1条で高浜市障害者医療費支給条例、第2条で高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例、第3条では高浜市立幼稚園授業料徴収条例、第4条で高浜市民間賃貸住宅家賃助成条例、第5条で高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例、第6条で高浜市精神障害者医療費支給条例の一部をそれぞれ改正いたすものでございます。

最後に、附則におきまして、本条例の施行日を平成26年10月1日としております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、議案第47号から議案第49号までの3議案につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の制定につきまして、主な内容について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

児童福祉法において、家庭的保育事業等の設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることが規定され、定めた基準に基づき、家庭的保育事業等の認可申請に対し審査を実施するものであります。その基準につきましては、厚生労働省令において規定されている必要職員数等の従うべき事項や、必要面積等の参酌すべき事項を踏まえ定めることとなっております。

第43条第1項第2号においては、乳児または満2歳未満の幼児を入所させる乳児室の面積が規定されておりますが、国基準では1人につき1.65平米以上であります。本市ではこの部分を愛知県の保育所認可基準であります3.3平米以上としているほかは、国基準に従っております。

それでは、まず第1章、総則、第1条では、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、第2条では、児童、乳児、幼児、保護者、家庭的保育事業等の用語の意義を定義しております。この中で、家庭的保育事業等とは、現在、市内5カ所で行われている家庭的雰囲気のもと、5人以下の少人数を対象に保育を行う家庭的保育事業、小規模な施設で6人から19人の少人数を対象に保育を行う小規模保育事業、子供の居宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所の保育施設で従業員や地域の子供と一緒に保育を行う事業所内保育事業の4つとしております。

なお、高浜市においては、現在4つの事業のうち、家庭的保育事業以外の事業は実施されておりませんが、将来事業者の参入があった場合に備え、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業についても認可基準を条例で定めることが義務づけとなっております。

第3条では、市はこの条例に定める基準を常に向上させるよう努めること、第4条では、家庭的保育事業者等はこの条例に定める基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならないこと、第5条では、家庭的保育事業者等の一般原則を定めております。

次に、第6条では、居宅訪問型を除き、保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所等を確保すること、第7条では、避難・消火訓練は少なくとも毎月1回は実施しなければならないこととしております。

また、第8条、第9条は、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件と知識・技能の向上等について、第12条では虐待等の禁止、第14条では衛生管理等について定めております。

第15条では、食事の提供は居宅訪問型を除き、事業所内で調理をしなければならない旨を規定しているものの、第16条では、特例として連携施設等からの食事の搬入も可能としております。しかし、その場合でも加熱等の調理機能を有する設備を備えることとしております。

第17条では、居宅訪問型を除き、利用開始時の健康診断や1年に2回の定期健康診断、臨時の健康診断を行うことを定めており、第18条では運営重要事項に関する規定を定めることを義務づけております。第19条では帳簿の整備について、第20条では守秘義務等について、第21条では苦

情への対応方法について規定しております。

第2章、家庭的保育事業では、第22条で設備の基準として調理設備等を設けること、居室、屋外遊戯室についての面積基準を定めております。

また、第23条では、必置職員や家庭的保育者の必要人数を定め、第24条では1日の保育時間を原則8時間とし、家庭的保育事業者が定めることとしております。

第25条では保育の内容について、第26条では保護者との連絡について規定しております。

第2章、家庭的保育事業と同様に、第3章では、第27条から小規模保育事業について、A型、B型、C型それぞれの設備、職員等に関する基準について、第4章では、第37条から居宅訪問型保育事業の設備及び備品、職員等に関する基準について、第5章では、第42条から事業所内保育事業の利用定員の設定、設備、職員に関する基準について、それぞれ規定いたしております。

なお、附則において、この条例の施行期日を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からとするとともに、食事の提供に係る経過措置として、この条例の施行日から5年を経過するまでの間、食事の提供、調理設備、調理員等の規定については適用しないことができるとしております。

次に、議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。この制度では、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付及び家庭的保育などの小規模保育等に対する地域型保育給付を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしております。そして、この2つの給付費につきましては、子ども・子育て支援法において、市町村が定める基準条例を満たすことを確認した施設や事業者において、教育・保育を受けた子供の保護者に対し支給するという規定があるため、施設や事業者が従うべき基準を条例で定めるものでございます。基準につきましては、内閣府令で定める基準において規定されている従うべき事項、参酌すべき事項を踏まえ定めることとなっており、国基準に従っております。

第1章、総則、第1条では、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、第2条では、この条例に掲げる用語の意義を定義しております。

第2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準では、第4条で利用定員を定め、第5条では、利用申込者に対し運営規定の概要、職員体制等重要事項を記した文書を交付しての説明を行い、同意を得ることを規定しております。

また、第6条では、特定教育・保育施設は、利用申し込みを受けたときは、正当な理由のない

場合は拒否することはできない旨を規定し、第7条では、利用について市町村が行うあつせん、調整及び要請に対しては、できる限り協力しなければならないとしております。

第8条では、特定教育・保育の提供を求められた場合の確認方法について、第9条は支給認定の申請に係る援助について、第10条では、支給認定子供の心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定しております。

第11条では、小学校等の関係機関との連携について、第12条では、特定教育・保育を提供した際は内容等を記録しなければならないこと、第13条では、利用者負担額等の受領について、第14条では、施設型給付費等の額に係る通知等について、第15条では、特定教育・保育施設はそれぞれ定める要領・指針に基づき、子供の心身状況等に応じて特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないこととしております。

第16条では、特定教育・保育施設は自己評価並びに第三者評価を実施し、改善を図らなければならないこと、第17条では、支給認定子供及び保護者に対する相談及び援助、第18条では、子供の体調が急変した場合等の緊急時の対応について、第19条では、特定教育・保育施設は支給認定子供の保護者が虚偽・不正行為によって施設型給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知しなければならないこと、第20条では、運営重要事項に関する規定を定めることを義務づけております。

また、第21条では、職員の勤務体制や資質向上のための研修機会の確保について、第22条は、利用定員の遵守について、第23条では、運営規程、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項の掲示について、第24条では、支給認定子供について国籍、信条、社会的身分等による差別の禁止について、第25条では、虐待等の禁止について、第26条では、懲戒に係る権限の濫用禁止について規定しております。

第27条では、業務上知り得た秘密の保持について、第28条では、支給認定保護者への情報提供等について、第29条では、利用供与等の禁止について、第30条では、苦情解決の措置について規定しております。

第31条では、地域との連携等について、第32条では、事故の発生またはその再発防止のための措置について、第34条では、職員、設備及び会計に関する記録の整備等について規定しております。

また、第35条では、特別利用保育の基準、第36条では、特別利用教育の基準について、それぞれ規定しております。

第2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準と同様に、第3章では、特定地域型保育事業の運営に関する基準として、第37条では、利用定員に関する基準について、第38条から第50条では、運営に関する基準について、第51条、52条では、特例地域型保育給付費に関する基準について、それぞれ規定いたしております。

なお、附則において、この条例の施行期日を子ども・子育て支援法の施行の日からといたして

おります。

次に、議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

児童福祉法において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることが規定され、その基準につきましては、厚生労働省令において規定されている職員についての従うべき事項や必要面積等の参酌すべき事項を踏まえ定めることとなっており、国基準に従っております。

第1条では、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。第2条では、放課後児童健全育成事業、児童、保護者の定義を、第3条では、市はこの条例に定める基準を常に向上させるよう努めること、第4条では、放課後児童健全育成事業者はこの条例に定める基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならないこと、第5条では、この事業の一般原則として、支援については保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象とし、保護者及び地域社会に対し事業の運営内容を説明するよう努めること、また自己評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないこと等を規定しております。

第6条では、非常災害対策及び避難及び消火訓練について、第7条では、職員の要件について、第8条では、放課後児童健全育成事業者の職員としての心得や職員に対する研修機会の確保について規定しております。

また、第9条では、設備の基準として、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平米以上でなければならないとしております。第10条では、放課後児童支援員は支援の単位ごとに2人以上を配置、うち1人については補助員でも可とすることや、支援員としての要件は、都道府県知事が行う研修を修了した者で、保育士を初めとした9項目のいずれかに該当する者としております。また、一つの児童クラブの児童数はおおむね40人以下とすることを規定しております。

第11条では、利用者の国籍、信条、社会的身分等による差別の禁止について、第12条では、虐待等の禁止について、第13条では、衛生管理等について、第14条では、運営重要事項に関する規程を定めることを義務づけております。

第15条では、帳簿の整備について、第16条では、業務上知り得た秘密の保持等について、第17条では、苦情への対応について規定しております。

第18条では、開所日数を年間250日以上とし、開所時間については小学校の授業休業日以外の日は1日3時間以上、小学校の授業休業日は1日8時間以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業休業日、その他の状況等を考慮して事業所ごとに定めることとしております。

第19条では、保護者との連絡について、第20条では、関係機関との連携について、第21条では、事故が発生した場合の対応について規定しております。

なお、附則において、この条例の施行期日を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からとするとともに、児童支援員の資格について、都道府県知事が行う研修を修了した者に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めるとしております。

以上、議案第47号から議案第49号について御説明申し上げましたが、原案のとおり御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 日程第5 議案第50号から議案第54号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第2回）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億6,300万1,000円を追加し、補正後の予算総額を140億7,247万2,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

地方債の補正は、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、臨時財政対策債の限度額を変更しております。

次に、補正予算説明書の40ページ、歳入をお願いいたします。

8款1項1目地方特例交付金は、交付決定に伴う減額で、9款1項1目地方交付税につきましても、普通交付税の交付額の決定を受け減額いたすものであります。

16款1項1目一般寄附金は、愛知県陶器瓦工業組合から200万円、匿名希望の3名の方より合わせて357万5,000円をいただいたものであります。

42ページをお願いいたします。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を減額し、18款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い増額をいたすものでございます。

19款4項4目雑入は、本年10月から定期接種化されます高齢者肺炎球菌予防接種に係る自己負担金と、前年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の清算に伴う返還金を、また5目過年度収入では、保育所運営費国庫負担金及び県費負担金をそれぞれ計上しております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

44ページをお願いいたします。

2款1項3目市民活動支援費の補正は、地域内分権推進事業において、高浜ふれあいプラザの自動火災報知設備の設置工事費を、12目企画費では、20年後の市役所業務の姿など、将来の行政サービスのあり方や可能性を研究していくための基礎調査委託料をお願いするものであります。

2款8項1目基金費は、本年度作成しました財政計画及び財源調整として、財政調整基金、公共施設等整備基金に積み立てを行うものであります。

次に、46ページをお願いします。

3款1項19目介護保険事業費、20目後期高齢者医療事業費では、前年度繰越金の確定などにより、それぞれ特別会計への繰出金を減額いたすものであります。

3款3項2目生活援助費は、中国残留邦人支援事業において、新たに創設された配偶者支援金を計上しております。

次に、48ページをお願いします。

4款1項2目保健・予防費は、本年10月1日から定期接種化される高齢者肺炎球菌予防接種及び水痘ワクチン予防接種の委託料をお願いするものであります。

7款1項3目観光資源開発費は、歳入で申し上げました愛知県陶器瓦工業組合からの寄附金を財源として、高浜市観光協会が観光案内所「ONI-House」において実施する三州瓦の宣伝等への事業費補助を計上いたしております。

8款2項1目生活道路新設改良費は、市内にある15メートル未満の橋梁29橋の点検調査業務委託料と、小規模工事費の増額をお願いするものでございます。

8款3項1目河川費は、吉浜地区の治水対策として必要な遊水地の土地購入費を計上いたしております。

8款5項1目都市計画総務費は、地域防災マップ等の作成に最新の地図が必要となることから、都市計画基本図の修正業務委託料を計上いたしております。

50ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費では、翼小学校において来年度、普通学級が1クラス増加するため、クラス増に伴う教室改修工事費や庁用器具費等をお願いするものであります。

12款1項1目元金および2目利子につきましては、平成15年度に借入れを行った市債の利率見直しなどに伴い、それぞれ増減を行うものであります。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第51号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ5,800万5,000円を追加し、補正後の予算総額を35億

3,745万6,000円といたすものでございます。

次に、補正予算説明書の60ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく収入実績見込みにより、587万4,000円を増額いたすものであります。

4款1項1目前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの平成26年度分通知額に基づき3,641万1,000円を減額いたすものであります。

9款1項2目その他繰越金は、平成25年度の決算額の確定に伴い、8,854万2,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

62ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、歳入における前期高齢者交付金の減額に伴い、財源更正を行うものであります。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、2款1項4目退職被保険者等療養費及び2款2項2目退職被保険者等高額療養費は、歳入における療養給付費交付金の増額に伴い、財源更正を行うものであります。

3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等及び64ページ、6款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づき、それぞれ増減を行うものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う余剰財源であります5,207万6,000円を支払準備基金に積み立てるものであります。

11款1項3目償還金の1万円は、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金実施結果報告により、一部が対象外となったことに伴うものであります。

以上で議案第51号についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第52号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書19ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定では歳入歳出それぞれ1億32万3,000円を追加し、補正後の予算総額を24億4,859万3,000円とするとともに、介護サービス事業勘定では歳入歳出それぞれ207万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1,712万9,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書74ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、4款1項1目介護給付費交付金は、介護給付費交付金交付要領に基づき、25年度の返還分が本年度の交付金において調整されることに伴い、減額するものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金及び2項1目介護給付費準備基金繰入金は、25年度の実績に伴い減額するもので、8款1項1目の繰越金は25年度からの繰越金でございます。

76ページをお願いいたします。

次に歳出でございますが、1款3項1目介護認定審査会費は、育休職員の代替などに伴う臨時職員に係る経費でございます。

78ページをお願いいたします。

5款1項1目の介護給付費準備基金積立金は、25年度からの繰越金により4,095万7,000円を積み立てるもので、80ページの6款1項2目介護給付費過年度分返還金は、25年度介護給付費、国・県負担金の確定に伴う返還金でございます。

88ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入で、3款1項1目繰越金は、25年度からの繰越金でございます。

90ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、平成27年4月からの制度改正の内容に対応するため、現行のレセプトシステムを再構築するための経費として207万4,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第53号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ180万7,000円を追加し、補正後の予算総額を4億6,295万5,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の98ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、歳出、職員給与費の減額等に伴い、69万5,000円を減額いたすものであります。

4款1項1目繰越金は、平成25年度の決算額の確定に伴い、250万2,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

100ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金について、平成25年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納し納付未済となっております180万7,000円を増額いたすものであります。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第54号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

今回の補正では、支出の第1款の水道事業費用についてお願いをするもので、予定額を103万8,000円増額し、6億9,499万9,000円とするものでございます。

第1項の営業費用の103万8,000円の増額は、職員の欠員に伴い、臨時職員の人件費を補正させていただくものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費について103万8,000円を増額し、7,032万5,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分。

午前10時53分休憩

午前11時3分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 認定第1号から認定第8号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、認定第1号 平成25年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入決算額は139億5,210万9,922円、歳出決算額は130億4,526万8,918円で、歳入歳出差引残額は9億684万1,004円であります。

実質収支額につきましては、決算書202ページの実質収支に関する調書にありますとおり、8億4,928万1,004円となっております。

次に、主要施策成果説明書の21ページをごらんください。

初めに、歳入の決算額について御説明を申し上げます。

1款市税は83億3,610万2,575円で、前年度と比較し2.3%の増となっております。これは主に、個人市民税、固定資産税の増収によるものでございます。徴収率は93.5%、不納欠損額につきましては5,642万5,508円となっております。

次に、24ページをお願いします。

2 款地方譲与税は 1 億605万5,301円、3 款利子割交付金は1,879万5,000円、4 款配当割交付金は、県民税配当割収入額の増により、前年度と比較し69%増の3,086万4,000円、5 款株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割収入額の大幅な増により6,615万2,000円となっております。

26ページをお願いします。

6 款地方消費税交付金は 4 億2,588万2,000円、7 款自動車取得税交付金は5,433万6,000円で、いずれも所定の算定式に基づき交付されたものでございます。

8 款地方特例交付金は4,306万4,000円、9 款地方交付税は、普通交付税、特別交付税合わせて 2 億9,129万2,000円で、このうち普通交付税につきましては、基準財政収入額における個人・法人市民税の増により、前年度と比較し13%の減となったものの、平成22年度以降、4 年連続で交付団体となっております。

次に、28ページをお願いします。

10款交通安全対策特別交付金は728万5,000円、11款分担金及び負担金は 1 億7,548万5,104円、12款使用料及び手数料は 2 億376万8,588円でございます。

30ページをお願いします。

13款国庫支出金は、主に総務管理費補助金における社会資本整備総合交付金の減により、14億8,553万8,221円となっております。

14款県支出金は、主に社会福祉費補助金における介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の減により、8 億1,711万7,683円となっております。

32ページをお願いします。

15款財産収入は3,121万9,566円、16款寄附金は1,119万4,080円で、このうちふるさと応援寄附金につきましては、45名の方から62万円の御寄附をいただいております。

次に、34ページをお願いします。

17款繰入金は8,317万3,345円、18款繰越金は 8 億8,978万6,033円、19款諸収入は 3 億8,769万9,426円となっております。

37ページをお願いします。

20款市債は 4 億8,730万円で、市道港線整備事業、吉浜小学校特別教室設置事業といった事業債と臨時財政対策債の借り入れを行っております。

続きまして、歳出の決算額について御説明を申し上げます。

38ページをお願いします。

まず、1 款議会費は 1 億7,002万7,942円でございます。

40ページをお願いします。

2 款総務費は14億9,223万4,134円で、主な取り組みといたしまして、42ページの市民活動支援費では、清水町交流館への建設費補助を実施し、個人市民税の5%を活用した市民予算枠事業では、18団体20事業に対して市民予算枠事業交付金を交付いたしました。

49ページをお願いします。

職員管理費では、職員の研修事業としてたかはま地域経営実践塾ややねだん故郷創世塾など、職員の成長支援に努めております。

66ページをお願いします。

企画費では、第6次高浜市総合計画の進行管理及び中期基本計画の策定を行っております。

73ページをお願いします。

公共施設あり方検討事業においては、高浜市公共施設あり方計画の策定に向け、公共施設の実態把握及び劣化状況調査等を行っております。

82ページをお願いします。

防災対策費では、防災活動事業において防災資機材等整備計画に基づき、非常食の備蓄や避難所資機材の整備に努めるとともに、新たな災害情報の伝達手段として防災ラジオ1,000台を購入し、防災体制の充実強化に努めております。

85ページをお願いします。

構造改革推進費では、地域内分権推進事業において、前年度に引き続きまちづくり協議会への支援を行うとともに、87ページの高浜ふれあいプラザ1階の改修工事を実施しております。

104ページをお願いします。

基金費では、将来の公共施設のあり方を視野に入れ、公共施設等整備基金への積み立てを行っております。

次に、3款民生費は51億4,032万7,803円で、主な取り組みといたしまして、116ページをお願いします。

地域福祉推進費では、災害時要援護者支援事業として新たに災害時要援護者管理システムを構築し、要援護者対策の強化に努めております。

また、権利擁護推進事業として高浜市権利擁護推進センター設置検討会を設け、権利擁護推進センターの開設に向けての取り組みを進めております。

118ページをお願いします。

障がい者関連費では、障害者自立支援給付事業における各種サービスの提供と、122ページの地域生活支援事業において障がい者の地域生活を総合的に支援するため、相談支援を社会福祉法人高浜市社会福祉協議会に委託し、支援体制の充実努めております。

127ページをお願いします。

高齢者・介護関連費では、132ページの生涯現役のまちづくり創出事業において、健康自生地

38カ所の創出や周知、高齢者の閉じこもりを防止するため、健康自生地への外出の呼びかけなどを行っております。

138ページをお願いします。

認知症早期発見事業では、認知症初期集中支援チームを立ち上げ、相談支援の強化を図るとともに、認知症に対する専門的知識を持つ医師の養成支援などを行っております。

次に、139ページ以降の福祉医療関連では、障害者医療、子ども医療、後期高齢者医療事業などの医療費助成に加え、新たに140ページの未熟児養育医療費給付事業に取り組んでおります。

次に、146ページをお願いします。

子育て支援関連費では、保育園管理運営事業において中央保育園の民営化、148ページの新設保育園高浜あおぞらに対する建設費補助、保育士の確保対策として民間保育所保育士等処遇改善臨時特例事業費補助、高浜南部保育園分園の移設建設費補助をそれぞれ行っております。

153ページをお願いします。

家庭的保育推進事業では、家庭的保育の運営を新たに社会福祉法人知多学園に委託し、また155ページの児童センター事業では、新たに中央児童センターの運営、156ページの中央児童クラブの運営をそれぞれ社会福祉法人高浜市社会福祉協議会に委託し、子育て支援の充実に努めております。

166ページをお願いします。

子ども・子育て会議運営事業では、委員15名による子ども・子育て会議を平成25年12月に立ち上げ、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取り組みを進めております。

次に、169ページをお願いします。

4款衛生費は14億9,202万1,953円で、主な取り組みとしまして、170ページの保健・予防費では、老人・成人保健事業における各種健康診査、177ページの母子保健事業の実施、178ページの予防接種事業では、新たに風疹ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成を行っております。

180ページをお願いします。

医療関連費では、在宅当番医制運営事業及び刈谷豊田総合病院高浜分院への運営費補助等を実施し、地域医療の確保に努めております。

次に、188ページをお願いします。

清掃費では、ごみ減量リサイクル推進事業、ごみ収集運搬業務等委託事業、190ページのごみ処理事業等を実施し、環境美化、ごみの減量化、生活環境の保全に努めております。

次に、196ページをお願いします。

5款労働費は70万4,420円、198ページの6款農林水産業費は、明治用水中井筋改修事業の減により5,980万5,806円となっております。

210ページをお願いします。

7款商工費は2億708万6,817円で、主な取り組みといたしまして、211ページの商工業振興費では、地域産業振興事業における中小企業振興対策事業費補助、213ページの産業経済活性化事業における新たな工業用地の創出に向けた調査や企業誘致等に関する奨励、新がんばる事業者応援補助、214ページのコミュニティビジネス創出・支援事業を実施し、産業経済の活性化に努めております。

次に、219ページをお願いします。

8款土木費は11億8,896万1,940円で、主な取り組みといたしまして、道路橋りょう費では、道水路維持管理事業において、通学児童・生徒の安全対策として通学路安全対策工事の実施、223ページの市道新設改良事業では、市道港線の整備、226ページの治水砂防事業では、高潮・津波対策として東海樋門のスライドゲート取替工事を実施しております。

228ページ以降の都市計画費では、230ページの公園整備管理事業では、防災機能を有した論地どんぐり公園の整備に着手しております。

次に、238ページをお願いします。

9款消防費は4億4,320万4,465円で、消防団活動事業及び広域消防事業が主な取り組みでございます。

次に、240ページをお願いします。

10款教育費は15億1,395万7,212円で、主な取り組みといたしまして、246ページをお願いいたします。

小学校費では、吉浜小学校特別教室設置工事、校舎窓ガラス落下防止工事の実施、251ページの中学校費では、小学校費と同様に校舎窓ガラス落下防止工事の実施、254ページの幼稚園費では、幼稚園預かり保育事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業、認定こども園幼稚園機能運営費補助事業に取り組んでおります。

257ページ以降の社会教育費では、公民館、図書館、美術館などの管理運営事業のほか、262ページの生涯教育活動推進事業において、生涯学習基本構想の推進に努めるとともに、放課後居場所事業や子ども・若者成長応援事業に取り組んでおります。

次に、279ページをお願いします。

11款災害復旧費は1,179万9,785円で、昨年8月6日の集中豪雨による被害に対する復旧工事等を行っております。

最後に、283ページをお願いします。

12款公債費は13億2,513万6,641円で、一般会計における平成25年度末地方債現在高は95億1,402万5,240円で、前年度末に比べ6億8,142万6,170円の減となっております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、認定第2号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では206ページから、主要施策成果説明書では287ページからになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書を中心に説明させていただきます。

主要施策成果説明書の287ページをお願いいたします。

平成25年度末現在における国民健康保険の被保険者の状況は、全体で世帯数が5,432世帯、被保険者数が9,706人となっております。

288ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の総額は10億2,958万7,354円で、前年度と比較し2.8%、2,852万3,948円の増となっております。収納率につきましては、現年度課税が88.7%、滞納繰越分が16.0%で、全体の収納率は63.8%となっております。

2 款国庫支出金は6億4,836万4,481円で、療養給付費等負担金及び財政調整交付金などが主なものであります。

3 款療養給付費交付金は2億6,182万8,307円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養給付費交付金であります。

4 款前期高齢者交付金は7億5,315万7,159円で、前期高齢者の加入割合に応じ、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けております。

5 款県支出金は1億8,410万6,496円で、都道府県財政調整交付金などが主なものであります。

6 款共同事業交付金は3億1,622万4,833円で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

8 款繰入金は、一般会計繰入金及び支払準備基金繰入金、9 款繰越金は、前年度繰越金であります。

10 款諸収入は、延滞金及び第三者納付金などが主なものであります。

以上、歳入決算総額は35億2,598万4,530円で、予算現額に対する割合は99.8%、前年度と比較し0.9%、3,140万7,010円の増となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の290ページをお願いいたします。

1 款総務費は5,428万6,239円で、職員の人件費を初め、国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

294ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は前年度比1.1%減の22億3,411万6,425円で、一般被保険者療養給付費として17億6,791万3,240円、退職被保険者等療養給付費として1億6,947万2,066円を支出したほか、295ページから297ページの高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支出しております。

298ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療に対する保険者負担分として5億733万8,721円を社会保険診療報酬支払基金へ拠出しております。

301ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は2億1,652万5,047円で、社会保険診療報酬支払基金への納付金であり、302ページ、7 款共同事業拠出金は3億1,046万2,545円で、愛知県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金であります。

303ページをお願いいたします。

8 款保健事業費は3,891万8,871円で、特定健康診査費等事業を初め、304ページの診療報酬明細書（レセプト）点検事業及び医療費通知事業、健康診査費用助成事業が主なものであります。

305ページをお願いいたします。

9 款基金積立金は、利子積立金として9万9,233円を積み立てており、平成25年度末現在の支払準備基金残高は3,062万2,456円となっております。

306ページをお願いいたします。

11 款諸支出金は6,516万4,901円で、過年度分の過誤納保険税の還付金及び過年度補助金等の精算に伴う返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は34億2,744万2,512円で、予算執行率97.0%、前年度比1.5%、5,190万8,086円の増となっております。

以上、認定第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、認定第3号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では38ページから41ページ、238ページから246ページ、なお主要施策成果説明書では310ページから312ページとなっておりますので御参照いただきたいと思います。

説明は、成果説明書310ページをお願いいたします。

まず、歳入総額は5,333万7,577円で、前年度対比45.6%、6,372万2,612円の減となっております。

歳出総額は808万9,247円で、前年度対比10.5%、6,867万2,577円の減となっており、歳入歳出差引額は4,524万8,330円でございます。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1 款財産収入、収入済額1,300万4,362円、前年度対比12.3%で、その内訳は土地開発基金所有地3筆財産貸付収入と本会計所有地11筆の不動産貸付収入、それから主要地方道西尾知多線の道路用地として、平成18年度に土地取得特別会計にて先行取得をしました碧海町三丁目地内、横浜橋北交差点の改良に必要となる2筆、127.33平方メートルの土地を愛知県に処分をいたしたものでございます。

次に、歳出の主な内容を御説明いたします。

312ページをごらんください。

(3) 公有財産購入費373万814円は、春日線の道路用地2筆、82.22平方メートルの用地を取得いたしましたものでございます。

(4) 工事請負費273万円は、工事契約をいたしました702万円のうち工事前払い金を当該年度で支出し、429万円は次年度繰り越しとなっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

続きまして、認定第4号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では45ページから49ページ、250ページから264ページ、主要施策成果説明書では315ページから332ページでございます。

説明は、成果説明書316ページをお願いいたします。

歳入総額は12億7,676万2,123円で、前年度対比では103.9%、4,733万8,904円の増となっております。

歳出総額は12億3,185万8,685円で、前年度対比では101.9%、2,266万210円の増となっております。歳入歳出差引額は4,490万3,438円ではありますが、決算書264ページにありますように、翌年度へ1,600万円の繰り越しをさせていただきましたので、実質収支額は2,890万3,438円であります。

主要施策成果説明書の316ページに戻りまして、歳入の内容を御説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金3,668万9,100円は、主に397件の下水道事業受益者負担金を収納したものでございます。

2 款使用料及び手数料2億6,680万2,225円は、主に公共下水道供用開始区域における有収水量214万5,586立方メートルに対する下水道使用料でございます。

3 款国庫支出金5,980万円は、社会資本整備総合交付金で、交付金対象事業費1億1,960万円に対し、交付率は10分の5でございます。

4 款県支出金90万円は、市町村下水道事業費補助金で、補助対象事業費900万円に対し、補助率は10分の1でございます。

5 款繰入金6億1,185万5,000円は、主に人件費、借入金償還分として一般会計より繰り入れを

お願いしたものでございます。

6 款繰越金2,022万4,744円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

7 款諸収入879万1,054円は、流域下水道事業維持管理費還付金等でございます。

8 款市債 2 億7,170万円は、公共下水道事業で 2 億6,400万円、流域下水道事業で770万円を地方公共団体金融機構及び財務省から借入れをしたものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

1 款下水道事業費 6 億9,453万648円は、主に維持管理費に係る下水道施設維持管理事業、下水道建設費に係る汚水施設建設事業の委託料、工事請負費、物件移転補償費、雨水施設建設事業費等でございます。

322ページをお願いいたします。

1 項総務管理費 2 目維持管理費の 2 億2,825万28円は、下水道施設維持管理事業で 2 億1,682万4,846円と下水道管路管理事業で1,142万5,182円を支出しており、その内容については記載のとおりでございます。

323ページをお願いいたします。

2 項下水道建設費 1 目下水道建設費の 4 億3,506万1,421円は、汚水施設総務事業で1,585万7,038円、汚水施設建設事業で 3 億5,906万9,878円の支出と、329ページの雨水施設建設事業の3,275万5,800円等で、内容につきましては記載のとおりでございます。

330ページをお願いいたします。

2 款公債費 5 億3,732万8,037円は、借入金元金償還事業の 3 億5,430万8,642円及び借入金利子償還事業の 1 億8,301万9,395円で、公共下水道及び流域下水道の整備費として財務省、旧公営企業金融公庫及び旧日本郵政公社から借入れを行ったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、認定第 5 号 平成25年度公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では53ページから57ページ、268ページから274ページ、主要施策成果説明書では336ページから338ページをごらんください。

説明は336ページをお願いいたします。

まず、歳入総額は7,104万2,518円で、前年度対比114.4%、894万6,212円の増となっております。

歳出総額は2,053万8,145円で、前年度対比98.9%、23万2,332円の減となっております。歳入歳出差引額は5,050万4,373円であります。

歳入の主な内容は、1 款使用料及び手数料、収入済額2,968万3,640円、前年度対比95.8%、収入の内容につきましては、定期貸し及び時間貸しの駐車料金と回数券、プリペイドカードの収入

になっております。

次に、歳出を御説明いたします。

338ページをごらんいただきます。

支出の主な内容といたしましては、（１）委託料1,449万1,224円は、指定管理者への駐車場管理事務委託料であります。（２）使用料及び賃借料507万3,600円は、三高駅西駐車場敷地の借地料であります。

説明は以上であります。よろしく御願いたします。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、認定第6号 平成25年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の343ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は23億6,851万7,394円、歳出決算額は21億9,166万3,815円で、歳入歳出の差引額は1億7,685万3,579円でございます。

平成25年度末の第1号被保険者数は8,318人で、前年度と比較して259名の増、要介護（要支援）の認定者数については1,443人で、前年度と比較して24名の増となっております。

344ページをお願いいたします。

まず、歳入の内容でございますが、1款保険料は5億2,876万6,811円で、前年度対比3.5%の増となっております。

この主たる要因は、第1号被保険者の人数及び所得が増加したことによるものでございます。

徴収率は96.3%、不納欠損額につきましては523万8,193円でございます。

次に、2款使用料及び手数料は111万5,850円で、宅老所等の使用料及び軽度生活援助員派遣手数料が主なものでございます。

3款国庫支出金は4億8,361万1,983円で、介護給付費に対する国の負担分と普通調整交付金及び地域支援事業に対する交付金でございます。

4款支払基金交付金は5億9,682万3,413円で、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

5款県支出金は3億2,288万3,977円で、介護給付費に対する県の負担分と地域支援事業に対する交付金でございます。

6款財産収入の47万4,736円は、介護給付費準備基金利子として、7款繰入金金の3億5,405万円は、介護サービス・介護予防サービス給付費など、市としての負担分12.5%分や職員の人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

8款繰越金の7,965万3,058円は、前年度からの繰越金として、9款諸収入の113万7,566円は、

居宅介護支援券に係る本人負担分が主なものでございます。

次に、歳出の決算額について御説明を申し上げます。

346ページをお願いいたします。

1 款総務費は7,195万2,137円で、介護保険事業の運営に係る職員の人件費及び介護認定審査会における経費が主なものでございます。

349ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は20億5,111万976円で、前年度対比3.2%、6,343万7,191円の増となっております。

居宅介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業など、各種サービス費の提供を行いました。

次に、357ページをお願いいたします。

3 款保健福祉事業費は497万3,113円で、居宅介護用品等の給付及び住宅改修費の補助を実施し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を支援いたしました。

次に、358ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費は4,466万5,356円で、基本チェックリストにより2次予防高齢者の把握を行うとともに、介護予防事業を実施するほか、介護予防のための知識の普及啓発や宅老所を初めとした介護予防拠点施設の管理運営事業を行いました。

366ページをお願いいたします。

6 款諸支出金は1,848万7,497円で、過年度の介護給付費、国及び県負担金の返還金が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

369ページをお願いいたします。

歳入決算額は1,543万7,406円、歳出決算額は1,291万3,184円で、歳入歳出の差引額は252万4,222円でございます。

370ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料は1,122万8,505円で、介護予防給付手数料の収入でございます。

2 款繰入金は141万7,000円で、職員給与費など一般会計からの繰入金、3 款繰越金は277万9,980円で、前年度からの繰越金でございます。

372ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1 款サービス事業費は1,291万3,184円で、介護予防支援事業として要支援者における介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託するほか、介護保険レセプトシステムの機器を購入いたしました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、認定第7号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の375ページをお願いいたします。

まず、平成25年度末現在の被保険者の状況であります。所得の少ない1割負担の方が3,955人、現役並み所得の3割負担の方が347人、合計で4,302人となっており、前年度と比較して63人の増となっております。

376ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は3億3,044万150円で、前年度比2.3%、752万2,750円の増となっており、収納率につきましては99.2%でございます。

3款繰入金は8,186万9,026円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。

4款繰越金は、前年度繰越金であります。

5款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金などが主なものでございます。

以上、歳入決算総額は4億2,042万9,469円で、前年度比2.5%、1,039万9,780円の増となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

378ページをお願いいたします。

1款総務費は3,108万2,418円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

380ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は3億8,139万376円で、保険料負担金として3億3,074万7,350円、保険基盤安定制度負担金として5,064万3,026円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

381ページをお願いいたします。

3款諸支出金は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金等であります。

以上、歳出決算総額は4億1,292万6,694円で、前年度比較2.6%、1,054万1,422円の増となっております。

以上、認定第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 認定第8号 平成25年度高浜市水道事業会計決算認定について御

説明申し上げます。

水道事業会計の決算書のほうをお願いいたします。

なお、決算書のうち6ページから9ページまで、24ページから29ページまでに記載をする金額は、消費税を含んだ金額で表示をし、その他の財務諸表、消費税を除いた金額で表示をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、第1款水道事業収益の決算額は7億9,288万2,743円で、予算対比102.5%、1,951万4,743円の増、前年度対比で100.6%、511万7,025円の増となりました。

第1項営業収益の決算額は7億9,048万7,458円で、予算対比102.4%、1,859万9,458円の増、前年度対比で100.6%、438万1,981円の増で、この主な収入は水道料金収入でございます。

次に、支出であります。第1款水道事業費用の決算額は7億806万9,687円で、執行率は97.6%、不用額は1,773万5,313円で、前年度対比では98.7%、896万4,110円の支出減となっております。

第1項の営業費用は、決算額6億8,354万6,045円で、執行率は98.4%、不用額は1,145万6,955円となりました。

この執行額の主なものは、受水費、委託料、動力費及び減価償却費並びに人件費等でございます。

第2項の営業外費用は、決算額が2,381万7,758円、執行率は86.4%で、この執行額の主なものは残存企業債の支払利息等でございます。

第3項の特別損失は、決算額が70万5,884円、執行率が99.8%で、加入者負担金の前年度申し込み分の取り下げによるもの並びに滞納水道料金74件分の不納欠損額等でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。収入の1款資本的収入は、決算額7,834万2,171円で予算対比で95.4%、380万829円の減となっております。

第1項企業債は、決算額2,000万円で、配水管布設工事等に充当いたしました。

第2項出資金は955万5,000円で、総務省通知による一般会計からの繰り出し基準に基づき、水道管路の耐震化事業と消火栓設置費等に係る費用でございます。

第3項負担金は、決算額4,178万7,171円で、予算対比91.7%、380万829円の減で、これは新規給水申し込み等に係る加入負担金及び下水道工事に伴う配水管移設工事費の負担金等でございます。

第4項補助金は、決算額700万円で、国庫補助事業で整備しております重要給水施設配水管布設替工事に対するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は3億2,266万9,459円で、予算に対す

る執行率は81.6%であります。1,950万円を平成26年度に繰り越しさせていただきましたので、不用額は5,335万6,541円であります。

この執行額の主なものは、重要給水施設配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事、高浜配水場中央監視制御設備改修工事等に伴う建設改良工事費、老朽化した水道料金システム及び企業会計システムの更新並びに企業債償還金等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,432万7,288円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しております。

次に、10ページをお願いいたします。

平成25年度の損益計算書であります。本年度の経常利益は7,340万9,604円で、特別損失の過年度損益修正損68万2,188円を引いた額が当年度純利益で、7,272万7,416円を計上いたしました。

最後になりますが、12ページ、13ページで平成25年度の剰余金計算書を、14ページで剰余金処分計算書(案)をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） それでは、ここで監査委員に平成25年度各会計決算認定についての審査報告をお願いいたします。

監査委員。

〔監査委員 加藤仁康 登壇〕

○監査委員（加藤仁康） ただいま議長より御指名をいただきました代表監査委員の加藤仁康でございます。

それでは、平成25年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計の決算に対する決算審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共下水道事業、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の6特別会計の歳入歳出決算について審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果をも参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算書及び附属書類等はいずれも関係法規に準拠して作成されており、その計数も正確に表示され、適正であると認められました。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査につきましては、高浜市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としまして、水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、関係法規に従い、諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく、適正に執行されているものと認められました。

これら審査内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査の結果を議長に御報告申し上げております。また、平成25年度決算審査意見書を御配付させていただいておりますので、それらを御参考いただきたいと思います。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔監査委員 加藤仁康 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 日程第7 報告第12号及び報告第13号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、報告第12号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

本件は、市有自動車の物損事故による損害賠償の額の決定に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告を申し上げます。

事故の内容でございますが、去る6月13日、職員が市内のアパートへ保健活動として家庭訪問を実施した後、アパート駐車場に駐車しておいた公用車に乗車しようとしたところ、強風にあおられ、運転席側のドアが隣に駐車していた相手方自動車の助手席側ドアに接触し、損傷させたというもので、本事故に係る損害賠償額を8万1,388円と決定させていただきましたので、御報告を申し上げます。

次に、報告第13号 平成25年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく高浜市の財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものであります。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率でございますが、早期健全化計画の策定などが義務づけられる早期健全化基準を4指標とも下回っており、健全な水準となっております。

次に、各指標について御説明をさせていただきます。

まず、実質赤字比率でございますが、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから、赤字比率はなく、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、算定上、実質赤字額及び資金不足額はなく黒字となったことから、赤字比率はなく、バー表示となっております。

続いて、実質公債費比率でございますが、比率は3.9%で、前年度と比較して0.9ポイントの改善となっております。これは、景気回復に伴い、標準税収入額等が増加したことによるものであります。

次に、将来負担比率でございますが、算定上、将来負担額より標準財政規模が上回ったことから、将来負担比率はなく、バー表示となっております。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業資金不足比率でございます。

公共下水道事業特別会計及び水道事業会計は、ともに資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率はなく、バー表示となっております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） ここで、監査委員に報告第13号 平成25年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についての審査報告をお願いいたします。

監査委員。

○監査委員（加藤仁康） それでは、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました平成25年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業に関する資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、健全化判断比率は国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また公営企業会計における資金不足比率についても、資金不足はなしであることを確認しました。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました平成25年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） ただいまの報告第12号及び報告第13号は、報告事項でございますので、御

了承をお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、9月4日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後0時3分散会
